

第9回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年12月12日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室ほか

3 出席者

(1) 委員

赤澤淳子委員，岩田嘉彦委員長，尾鳥裕志委員，小林克美委員，坪田康男委員，中村秀男委員，西谷隆委員，宮脇美恵子委員，山下裕己委員（以上9名出席）

(2) 説明者

吉岡大地裁判官

(3) 事務担当者

川口事務局長，田中民事首席書記官，高見刑事首席書記官，伊藤総務課長，藤田総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長の選任（小林委員長代理）

岩田委員を選任

(2) 委員長あいさつ

(3) 新任委員の自己紹介

(4) 裁判員制度の概要及び映画「評議」の説明

【映画「評議」】

映画「評議」は，最高裁判所が制作した裁判員制度の評議を描いた裁判員制度広報用映画（本編62分）です。映画はドラマ仕立てで，被告人（金剛地武志）と朝倉（伊藤高史）とは学生時代からの親友。ところが，朝倉が被告人の婚約者（大河内奈々子）と関係を持ったことを知った被告人は，ナイフで朝倉にけがを負わせてしまう。この事件で被告人は殺人未遂罪で起訴された。裁判を担当することになったのは，町工場経営者（小林稔侍），サラリーマン（中村俊介）ら6名の裁判員と3名の裁判官（榎木孝明ら）。食い違う言い分と絡み合った人間関係に困惑する評議室。

しかし、評議を重ねていくうちに次第に真実のベールが剥がされていく。という内容になっています。

(5) 映画「評議」の視聴

(6) 1号法廷（裁判員裁判用法廷）及び評議室の見学

(7) 意見交換

5 意見交換時の意見等の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

期 日：平成20年6月5日（木）

テーマ：裁判員制度について

以 上

(別紙)

意見交換時の意見等の要旨 (◎：委員長，○：委員，□：説明者)

1 意見交換

- ： 初対面の裁判員や裁判官が，評議の場で十分な話し合いができるようにするためには，話しやすいような道筋を裁判官に付けてもらう必要があるのではないかと。
- ： 全国の裁判所で模擬裁判が実施されていて，一部の模擬裁判では，評議の際に裁判官がリードし過ぎだということがマスコミで報道されているが，一方で裁判官がある程度は助言しないと評議は進まないだろうし，難しい問題だと思う。
- ： 裁判員の中に強い発言をする人がいると，その発言に他の裁判員が引っ張られる可能性がある。裁判員の構成が難しいのではないかと感じた。
- ： 実際の評議では特に1日目が大変だと感じた。初対面の人たちに対して自分の思うところを話すのは難しいと思う。
- ： 映画「評議」では3日間で終わっていたが，実際に3日間で結論が出せるのか不安である。公判は，必ず3日間連続して行うのか。
- ： 集中して行うか否かは事件毎に定まることになるが，原則は集中して行うことになると思われる。
- ： 大企業は，従業員を裁判員として送り出すことは比較的容易だと思うが，それ以外の規模の事業者，例えば，工場を営んでいる個人事業者等の場合，最小限の人員で品質を維持しながらノルマを果たさなければならぬし，代金の回収をしたり，手形の決済のために走り回るとか，特に今のような年末の時期だと従業員を参加させることは厳しいと思う。そういった現実を見据えて今後もPRする必要があると思う。
- ： 辞退事由の中に「著しい損害を生じる恐れがある場合」とあるが，表現が抽象的で分かりにくいのではないかと。

- ◎： 今後、様々な事例が集積され、一応の目安のようなものができあがってくると思われるが、最終的には個別の事情を伺って判断されることになる。
- ： 例えば嶺南地域の小浜市以西に住む人が朝早く来るのは大変だと思うが、裁判員裁判が行われるのは、福井県内では、この福井の裁判所だけなのか。
- ◎： 福井県内では、福井地方裁判所の本庁でのみ行われる。辞退が認められるか否かは、単に遠方だということだけでなく、それに伴う様々な事情等も考慮の上、最終的には個別のケース毎に判断されることになる。なお、遠方から来られる方に対しては、必要に応じて宿泊費等が支払われる。
- ： 評議の際は、法律的な知識がないと、自分の意見が正しいか自信が持てないため、意見を述べにくいのではないか。
- ： 日本では、自分と違う意見を言われると人格を否定されているように思う人が多いのではないか。それもあって意見を述べにくいといったことも考えられる。
- ： 映画「評議」の中で裁判官が、「評議では乗り降り自由だ。」と説明していたが、途中で意見を変えることは決して恥ずかしいことではないということ、早い段階で十分に説明する必要があるかもしれない。
- ◎： 複数の裁判官で合議をする場合、例えば若い裁判官が学説などを紹介して、それを基に議論を繰り返していると、その間に自分の意見が改まってくることもある。やはり、色々話すことで気付かされることも多いのではないかと思う。
- ： あくまで良い結論を出すための議論だと思っていただきたい。
- ： 評議の際、抽象的な意見を求められても、どのように答えてよいのか難しいと思う。単刀直入に質問した方が良いと思う。
- ： 裁判官が裁判員に質問するときは、なるべく具体的に聞いてもらった方が良いと思う。
- ： 具体的に質問することは悪いことではないが、誘導にならないように気を付ける必要はあると思う。

- ： 例えば暴力団の構成員がからむような事件では、関係者からの脅迫等が危惧されないか。
- ◎： 裁判員の氏名や住所は公にはしないし、評議の内容についても守秘義務が課せられている。また、判決書には裁判官の名前しか記載しない等の配慮がなされている。なお、対象事件であっても、そのようなことが危惧される事件については、裁判員裁判ではなく、通常の裁判で行うこともできることになっている。
- ： 量刑の判断の際には、これまでの裁判例とかを参考にさせてもらえるのか。
- ◎： 参考として従前の例は説明させていただくが、あくまで参考例であり、その物差しが、裁判員の皆さんから見て、その事件に相応しいか否かということを検討していただくことになる。
- ： ビデオを見て感じたが、責任が重大であり、評議の際に判断に戸惑うのではないかと思った。その負担感から、参加したくないという人も多いのではないか。
- ： 9人が力を合わせてチームでやれば大丈夫だということを、皆さんに理解していただければと思う。
- ◎： 裁判員と同様に衆議院議員選挙人名簿から抽選で選ばれた方に、検察官の不起訴処分の当否を審査していただく制度で、検察審査会というものがある。実際に審査員を務めていただいた方からは、勉強になった、良い経験をしたという感想を多く聞く。事実認定というのは、皆さんが日常生活の中で行っていることと同じことを行っただけのものであり、それほど心配される必要はないものと思っている。
- ： 将来を担う小中学生などに対する啓発が重要ではないか。
- ◎： 当庁では、小中学生、高校生等の裁判所見学が多数ある。その際には、裁判員制度についての説明を行っているし、裁判所から中学、高校に出掛けて、模擬裁判なども行っている。

- ： 文部科学省においても、法教育をカリキュラムに取り入れようとする動きはある。
- ： 中学生，高校生といった，社会の事象に興味を持ち始めるころに，そういった教育を始めれば効果的だと思う。
- ： 裁判員制度は，今日のビデオのように最初から理想的な姿を求めるのは無理があると思う。経験者を通じて，口コミで広がるといったように，徐々に浸透させるというのが現実的だと思う。
- ◎： 国民の間に十分に根付いていくには，5年，10年というような長いスパンで見据えていく必要があると考えている。

以 上